市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の四十八の項中

市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十一の項中

独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十二の項中

厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十七の項中

厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同項の次に次のように加える。

大臣又は知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の五十八の項中

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十九の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十三の項中

市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十五の項中

厚生労働大臣	雇用保険法による付金の支給に関する職業訓練受講給付金の支給であって主務省令で

五十七の二　国税庁長官

	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の還付に関する事務であって主務省令で定めるもの
内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの